

令和8年度就学援助のお知らせ

経済的な理由等によって、子どもたちの就学が妨げられることのないよう援助を行っています。

1. 就学援助を受けることのできる世帯

- **要保護世帯** 現に、生活保護を受給されている世帯
- **準要保護世帯**(生活保護を受給されている世帯に準ずる世帯)
課税対象となる所得が、平成24年12月末日時点で適用されていた**生活保護基準の額の1.3倍の額以内**の世帯(下記参照)

☆世帯収入の例(目安)

世帯人数	家族構成の例	世帯の年間総所得 (収入ではありません)
2人	親(45歳)・子(12歳)※ひとり親世帯	約2,070,000円
3人	父(41歳)・母(40歳)・子(12歳)	約2,359,000円
4人	父(44歳)・母(43歳)・子(14歳)・子(11歳)	約2,747,000円
5人	父(44歳)・母(43歳)・子(18歳)・子(13歳)・子(7歳)	約3,155,000円

- 上記と同じ世帯人数の場合でも、世帯構成等によって生活保護基準額に違いが生じますので、**上記の計算はあくまでも参考としてご理解ください。**(詳細は教育総務課へお問い合わせください)
- 今後、生活保護基準の見直し等により、基準額が変更となる場合があります。

2. 支給額

別紙「令和8年度 就学援助の額について」をご確認ください。

※就学援助費は学校口座への振込となるため(間接補助)、保護者への振込はありません。

※原則として認定月の翌月から対象費用に係る保護者の負担が軽減されます。

3. 申請期間

令和8年5月7日(木)から6月18日(木)まで(締切厳守)

※上記期間内での申請が難しい場合は、事前に教育総務課までご相談ください。

締切を過ぎると、年度当初からの認定ができなくなります。

4. 注意事項

- 昨年度に受給され、本年度も引き続き受給を希望される方についても申請が必要となります。
- 入学前に就学援助(入学準備金)の支給を受けた方は、就学援助(新入学学用品費)を受給できませんのでご注意ください。※差額がある場合差額のみ支給します。
- 支給後に町外へ転出された場合、本町で就学援助の支給を行ったことを転出先の市町村教育委員会へ通知します。
- ★ **世帯構成員のうち一人でも税申告が行われていない場合は、審査・認定することができません。**
所得の有無にかかわらず、必ず税申告を済ませてください。
申告がなされない場合、年度当初からの認定ができないことをあらかじめご了承ください。

(裏面へ)

5. 申請方法

【書面での申請】または【インターネットから電子申請】、いずれかの方法をお選びください。

※ 令和8年1月2日以降に転入された方は、【書面での申請】に限ります。(添付書類が必要なため。)

詳細につきましては、『6. 添付書類』をご確認ください。

【書面での申請】

所定の申請用紙に必要な事項を記入し、**教育総務課にご提出ください。**

申請用紙は学校または教育総務課でお渡ししておりますので、お問い合わせください。

【インターネットから電子申請】



下記のURLまたはQRコードからお申込みください。

URL

https://apply.e-tumo.jp/sango-nara-u/offer/offerList_detail?tempSeq=41233

6. 添付書類

(令和8年1月2日以降に三郷町へ転入された方のみ)

令和8年度(令和7年分)の所得金額等を証明する次のいずれかの書類を提出してください。

なお、扶養されている方を除き、世帯全員分が必要です。

- 町民税・県民税特別徴収額の決定通知書の写し
- 町・県民税課税明細書の写し
- 課税証明書 又は非課税証明書

< 添付書類の注意事項 >

- 課税証明書等の交付窓口は、令和8年1月1日現在にお住まいだった市町村役場の税務担当課です。

※令和8年度の課税証明書等の発行が可能な時期は市町村によって異なります。

詳細は令和8年1月1日現在にお住まいだった市町村役場の税務担当課へ
お問い合わせください。

- 単身赴任している方など、同一世帯でなくても生計を一としている方がおられる場合は、その方の書類も添付してください。

7. お問い合わせ

申請に当たり、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

三郷町教育委員会事務局 教育総務課 (文化センター2階)

TEL 0745-43-7331